

## 蟹江町住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電施設を導入する者に対し、予算の範囲内において交付する蟹江町住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金（以下「補助金」という。）について、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年蟹江町要綱第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅用太陽光発電施設（以下「太陽光設備」という。） 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が10キロワット未満の未使用のものをいう。
- (2) 家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」という。） 家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの。
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電池（以下「蓄電設備」という。） リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバーター等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力または夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。
- (4) 電気自動車等充給電設備（以下「充給電設備」という。） 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。

- (5) 一体的導入施設（以下「一体的施設」という。） 太陽光設備、H E M S 及び蓄電設備若しくは充給電設備を一体的導入した施設。
- (6) 単体導入施設（以下「単体施設」という。） H E M S、蓄電設備又は充給電設備を単体導入した施設。
- (7) 電力受給契約 電力供給会社と契約を締結する太陽光設備の電力受給及び低圧系統連系に関する契約をいう。
- (8) 住宅 専用住宅及び店舗等との併用住宅である場合は、床面積の2分の1以上を居住の用に供している建物をいう。ただし、共同住宅（賃貸及び分譲のアパート、マンション等）への設置は補助金の対象外とする。

（補助の対象）

第3条 補助の対象となる者は、蟹江町において自ら居住する住宅に一体的施設又は単体施設を導入する者及び自ら居住するため住宅を新築する者で、申請年度内に一体的施設または単体施設の運用を開始できるもの。ただし、太陽光設備を設置しようとする者又は現に設置している者に限る。

2 複数太陽光発電設備設置事業（屋根貸し事業）については対象外とする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。ただし、補助金の交付を受けようとする者又は同一世帯に属する者が、過去に補助金の交付を受けていない施設の場合はこの限りでない。

（補助金額）

第4条 一体的施設の補助金は、80,000円とする。単体施設のうち蓄電設備及び充給電設備は50,000円、H E M S は10,000円とする。なお、単体施設の補助金の上限は60,000円とする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、一体的施設又は単体施設に係る設置工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内容が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の

写し

- (2) 太陽電池モジュールの最大出力値が明記された書類
- (3) HEMSの製造者名、型式が明記された書類
- (4) 蓄電設備の型式及び蓄電容量が明記された書類（蓄電設備設置のみ）
- (5) 充給電設備の製造者名、型式が明記された書類（充給電設備設置のみ）
- (6) 設置場所の案内図
- (7) 工事着工前の現況カラー写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの（決定及び通知書類）

第6条 町長は、補助金交付申請の受付を先着順に行う。

- 2 町長は、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、これを超えるときは申請の受付を停止し、それ以降の申請を受け付けない。
- 3 町長は、前条の補助金交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに交付決定通知書（様式第2号）を、申請者に通知するものとする。
- 4 前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。
- 5 第3項の規定により交付決定通知を受けた者（以下「決定者」という。）は、補助金交付決定日以降に施設の工事に着手することができる。

（計画変更の承認）

第7条 前条第3項の規定により決定者は、補助金交付申請内容を変更する場合又は施設の設置を中止しようとする場合は、計画変更・中止承認申請書（様式第3号）の他、次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更内容が明記された書類
- (2) 交付決定通知書又は直近の計画変更・中止承認決定通知書（様式第4号）の原本

2 町長が、第1項の承認をする場合は、計画変更・中止承認決定通知書によるものとする。

(実績報告書)

第8条 決定者は、一体的施設又は単体施設の設置を完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月15日（その日が本町の休日に当たる場合は、その日以後において最も近い本町の休日でない日とする）のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付申請で得た権利は、自動的に失効するものとする。

- (1) 対象施設の設置費に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 電力受給契約書の写し
- (3) 申請者本人が一体的施設又は単体施設を設置した住居に居住していることを示す住民票の写し（発行後3ヶ月以内のものに限る。）
- (4) 一体的施設又は単体施設の設置状態を示すカラー写真（当該住宅の全体写真、パワーコンディショナー、売電用の電力量計、太陽光施設、HEMS、蓄電設備若しくは充給電設備の写真）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

2 前項に規定する完了日とは、次に掲げる各号のうちでいずれか遅い日とする。

- (1) 電力会社との電力契約の系統連系・受給開始日
- (2) 対象施設の設置に係る支払いが完了した日

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告を審査し、当該補助事業が適当と認められたときは、補助事業者等の請求（様式第6号）により、補助金の交付をするものとする。

(補助金交付の取消し)

第10条 町長は、補助確定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(協力)

第12条 町長は、町の補助を受けて一体的施設または単体施設を設置した者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年要綱第7号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年要綱第6号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年要綱第3号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第31号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年要綱第50号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。